建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料（令和３年４月１日～）

1　判定手数料（法 12Ⅰ関係）

【対　　象】

新　築の場合 … 非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）※1が 300 ㎡以上
増改築の場合 … 以下の(1)から(3)までのすべてに該当するもの
(1) 増 改 築 後の 非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）が 300 ㎡以上
(2) 増改築部分の 非住宅部分の床面積（開放部分を除く。）が 300 ㎡以上
(3) 特定増改築※2に該当しない

【手数料額】

非住宅部分の床面積※3	建築物の用途				法第 35 条第１項の認定に含まれる他の建築物※5
	工場等以外		工場等※6		
	評価方法		評価方法		
	モデル建物法※4	左記以外	モデル建物法※4	左記以外	
300㎡以上　～　1,000㎡以下	124,440 円	319,260 円	29,580 円	34,680 円	18,360 円
1,000㎡　超　～　2,000㎡以下	163,200 円	412,080 円	42,840 円	47,940 円	30,600 円
2,000㎡　超　～　5,000㎡以下	264,180 円	587,520 円	107,100 円	114,240 円	89,760 円
5,000㎡　超　～　10,000㎡以下	345,780 円	724,200 円	160,140 円	168,300 円	142,800 円
10,000㎡　超　～　25,000㎡以下	415,140 円	855,780 円	199,920 円	208,080 円	179,520 円
25,000㎡　超　～　50,000㎡以下	486,540 円	976,140 円	246,840 円	258,060 円	224,400 円
50,000㎡　超　～	630,360 円	1,216,860 円	343,740 円	357,000 円	314,160 円

※1　令４条第１項に規定する床面積をいいます。
※2　法附則第３条に規定する特定増改築（法の一部施行日（平成 29 年４月１日）前に新築された建築物の増改築で、かつ、「増改築部分の床面積」≦ 1/2 ×「増改築後の床面積」を満たす増改築）をいいます。
※3　法第 11 条第１項に規定する非住宅部分の床面積をいい、開放部分を含みます。
※4　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）第１条第１項第１号ロに定める基準による省エネルギー性能の評価をいいます。
※5　法第 35 条第１項の認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画における他の建築物のうち、当該認定と同一の評価方法を行ったものに限ります。
※6　省令第 10 条第１項第１号に規定する用途のみの用途に供する建築物をいいます。また、工場等のみの用途に供する建築物で評価対象設備がない場合は、工場等のモデル建物法の欄の面積区分に応じた手数料額とします。

2　変更判定手数料（法 12Ⅱ関係）

【手数料額】

変更に係る部分の床面積×1/2＋増築部分の床面積	建築物の用途				法第 36 条第１項の認定に含まれる他の建築物※8
	工場等以外		工場等※6		
	評価方法		評価方法		
	モデル建物法※4	左記以外	モデル建物法※4	左記以外	
0㎡　超　～　300㎡以下	97,920 円	255,000 円	21,420 円	25,500 円	11,220 円
300㎡　超　～　1,000㎡以下	124,440 円	319,260 円	29,580 円	34,680 円	18,360 円
1,000㎡　超　～　2,000㎡以下	163,200 円	412,080 円	42,840 円	47,940 円	30,600 円
2,000㎡　超　～　5,000㎡以下	264,180 円	587,520 円	107,100 円	114,240 円	89,760 円
5,000㎡　超　～　10,000㎡以下	345,780 円	724,200 円	160,140 円	168,300 円	142,800 円
10,000㎡　超　～　25,000㎡以下	415,140 円	855,780 円	199,920 円	208,080 円	179,520 円
25,000㎡　超　～　50,000㎡以下	486,540 円	976,140 円	246,840 円	258,060 円	224,400 円
50,000㎡　超　～	630,360 円	1,216,860 円	343,740 円	357,000 円	314,160 円

※8　法 36 条第１項の認定を受けたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画の変更における他の建築物のうち、当該認定と同一の評価方法を行ったものに限ります。

3　軽微変更該当証明書交付手数料（規則 11 関係）

【手数料額】上記２に同じ